

令和6年 第23回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和6年12月10日（火）午後3時

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	井 戸 道 代

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	田 森 健 志
	教育指導課長	佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	丸 山 由 紀
	教育研究所長	百 々 和 世
	統括指導主事	関 直 也

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後3時</p> <p>ただいまから、令和6年23回教育委員会定例会を開催します。 本日は2名の方から傍聴の申出がありました。事務局は傍聴人を入室させてください。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>それでは、日程第1、署名委員を決定します。平井委員と天野委員にお願いします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、継続となっております、陳情第1号、中学校英語スピーキングテスト実施状況調査と結果の活用中止に関する陳情について審議いたします。</p> <p>前回の意見等を踏まえて質問、意見などございましたらお願いします。また、新たな資料要求もありましたらお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
平 井 委 員	<p>中学校英語スピーキングテストは11月にはもう終了していますが、12月15日は予備日となっているかと思いますが、江戸川区中学3年生、予備日での受験人数の報告というのはありますでしょうか。</p>
佐藤教育指導課 長	<p>これは、再テストの申込みがネットで保護者から直接行われるものでございまして、詳細はこちらで把握しておりません。再テストは12月15日、今度の日曜日でございまして、終わった後に東京都教育委員会からは何人受験という報告は入ると思います。</p>
平 井 委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>また、その他で陳情者から何か資料提出というのがありますでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>特にございませぬ。</p>
教 育 長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>つい先日も新聞等で報道されてね、不備な点とかね、困ったところ等、整理されていたので、私も次の教育長会でも、そういったところからも来たり</p>

	<p>するので、しっかりと受け止めながら、江戸川区での様子だとか、こういう要望があったということはしっかり伝えていきたい、このようにも思っているところでございます。資料要求等、何かございますか。よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本日の陳情審議は、次回継続ということでよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、陳情第1号は継続いたします。</p> <p>次に、第45号議案、江戸川区いじめ重大事態に関する調査結果の公表に関するガイドラインについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
百々教育研究 所 長	<p>資料の追加をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>どうぞ。事務局お願いします。</p>
教育研究所長	<p>それでは、今、配付させていただきました資料をもとに御説明差し上げます。</p> <p>江戸川区いじめ重大事態に関する調査結果の公表に関するガイドラインといたしまして、昨今、江戸川区内でもいじめ重大事態による調査のほうを実施していきました。報告書のほうがまとまり、前回、教育委員会のほうでも報告させていただいたところがございます。文部科学省では、いじめ重大事態調査に関するガイドラインの中で、教育委員会及び学校は、本ガイドラインに則り、公表の有無を決定する場、公表について、なるべくすることが望ましいということがガイドラインでは示されております。</p> <p>3ページ目をご覧ください。</p> <p>公表の方針でございます。公表が望ましいとなっておりますが、やはり個人情報相当盛り込まれているものになりますので、一つ目の黒ぽつです。いじめ被害を受けた児童等及び保護者のうち、どちらか一方が公表を望まない場合には原則として公表しないこととしたいと考えております。</p> <p>二つ目、いじめ被害を訴えた児童等及びその保護者の公表の意向や公表の</p>

	<p>意義目的等、公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表といたします。</p> <p>三つ目です。公表に際していじめを行った児童と保護者の同意を得ることは行いません。あくまでも被害児童、保護者の意図に寄り添いながら行っていく考えです。</p> <p>四つ目です。公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが児童と保護者のほう、調査対象者の学校生活や学校が行う支援や指導に支障を来すことがないように配慮していきたいと考えております。</p> <p>この方針を踏まえまして、区教育委員会としましては、5番目、公表する場合の公表方法等につきまして、①江戸川区のホームページへの掲載により公表としたいと考えております。②公表資料としましては、公表資料は調査報告書の概要版を原則としたいと考えております。他自治体ではいろいろな方法で公表しております。報告書そのものを個人情報に関わる部分を黒塗りにして出している自治体もありますし、概要版を作成して公表しているところもございます。</p> <p>いろいろと検討した中で、報告書そのものを黒塗りにして提出すると、やはり個人情報がたくさん載って特定してしまう可能性が非常に高い。そして、その部分を黒塗りにしてしまうと、実際何が起きたのか。どのようなことが学校として課題として残ったのか、区教育委員会として課題が残ったのかというところが見えづらくなってしまいますので、教育委員会のほうの概要版を個人情報に支障がない中で作らせていただいて、それを公表するという形をとらせていただけたらなと考えております。</p> <p>公表の手順につきましては、ご覧いただけたらなと思いますが、公表期間は6か月間を基本としていきたいと思っております。</p> <p>説明については以上となります。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関しまして、質問、意見等あればお願いいたします。</p> <p>ガイドラインに関して、いかがでしょうか。</p>
平 井 委 員	<p>5番の②公表資料の先ほどの概要版を原則とするというところでございますけれども、報告書自体はこの事前に当事者の方々にはお渡しするような形だと思うんですけれども、そこを踏まえて対応書を作ってということだと思いますが、その当事者の方々から概要とその報告書原本との内容の乖離なんかそういう危惧というのは考えられますでしょうか。</p>

教育研究所長	<p>概要版に載せる項目といたしましては、事案の概要、個人名が載らない形の事案の概要、そして学校の課題、教育の課題、そして有識者の提言等となっておりますので、乖離はしないです。</p>
平井委員	<p>当事者の方から肝心なことが載っていないじゃないかということがないような報告書であればいいかなと感じたところでございます。</p>
天野委員	<p>事務的なことなのかもしれませんが、例えば被害に遭われた方が確認をして、ホームページ掲載、もしくは掲載しませんよというところでは、何か署名か何かはもらえてというところになるんですか。</p>
教育研究所長	<p>こちらのほうは保護者に報告書を提出し、保護者の意見をいただきたいとお伝えさせていただいております。その中において、公表いたしますか、しませんかの有無の確認をさせていただいているところでございます。</p>
天野委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>有無なんですけれども、やっぱり人の感情って時々変わってきてしまうところもあって、載せますか、はいお願いします、なのか、いやごめんなさいと、その場ではお答えをしたけれども、後日ねということもあって、そんなことを私言ったかしらということにももしなった場合、さらにまたいろんな事象が出てくるかもしれないので、そういったところも専門家とお話していただいて、署名をとるのがふさわしいか、ふさわしくないのか分かりませんが、一つやはり何かしらのお互いだけではなくて、誰が見てもそういったところでは意見がまとまっていたんだなと分かるような、そんな方法も一つご検討いただけるとありがたいかなと思っています。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私のほうから。公開期間6か月を基本とするということは、もうちょっと延長したりとかもうちょっと短くということもあり得ると。</p>
教育研究所長	<p>こちら、1回目の調査で納得がされない場合は、30条調査といわれまして、区長部局が調査する形になります。その際には調査が続きますので、そういったものが出続けるという可能性もございます。</p>

教 育 長	<p>1回の報告で納得しない場合ということは何。分かりました。 ほか、いかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>なければ、第45号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第46号議案、江戸川区教育研究所条例の一部改正についてですが、本案件は議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にあることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。本案件は秘密会となります。審議は本日の公開案件の後、行いたいと思います。</p> <p>なお、第46号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。</p> <p>次に、追加議案第47号議案、江戸川区教育委員会事務局庶務規則の一部改正についてですが、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。本案件は秘密会となります。審議は本日の公開案件の後、行いたいと思います。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いします。</p>

飯田教育推進 課 長	<p>それでは、ご報告させていただきます。教育委員会後援名義等使用申請一覧をご覧ください。</p> <p>今回、4件ご報告させていただきますが、1件目は、31回目の後援名義申請です。行事名は、第32回小松川平井地区小学校卒業記念ナイトウォーク。申請者は、ナイトウォーク実行委員会委員長であります。事業の概要は、夜間27kmを完歩するチャレンジ精神と、それをやり遂げた自信を小学校卒業の記念とするというものであります。実施日時は、令和7年3月29日土曜日から翌30日日曜日まで。会場は、小松川小学校を出発・到着地とするものであります。事業の対象は、地区内小学校の卒業生と保護者。経費の徴収としまして、保険料及び食糧費ということで1人600円の徴収を行うものであります。また、完歩証ということで教育委員会の公印を押した賞状をお渡しする予定です。</p> <p>2点目の後援名義であります。20回目の後援名義申請となりまして、行事名は、2025人権のつどいでありまして。申請者は、人権のつどい実行委員会代表。事業の概要としましては、部落解放運動の視点から、差別のない平和な日本と世界をつくっていくために、今できることを改めて考えることで、区民に広く平和と人権の大切さを理解してもらおうというものであります。実施日時は、令和7年2月14日金曜日。会場は、深川江戸資料館小劇場であります。事業の対象は、一般区民。経費の徴収としまして、1人1,000円でございます。</p> <p>3点目の後援名義申請は、38回目の申請となります。行事名は、江戸川区少年少女合唱団第38回定期演奏会。申請者は、少年少女合唱団団長であります。事業の内容は、合唱団の1年の練習成果を発表するとともに、区内小中学校の合唱活動の発展、区の音楽文化の振興に寄与するというものであります。実施日時は、令和7年3月30日日曜日。会場は、タワーホール船堀の大ホール。事業の対象は、区内外の児童生徒及び区民であります。経費の徴収としまして、団員は参加費として8,000円、一般の入場料は1,000円となっております。</p> <p>4件目でございます。15回目の後援名義申請です。行事名は、葛西の里神楽第15回美よ志会でございます。申請者は、東都葛西神楽保存会会長でございます。事業の概要でございますが、日頃の稽古の成果を披露し、更なる芸能伝承への意欲を喚起するとともに、将来の継承者たる青少年会員の増強と育成を図りつつ実施するというものであります。実施日時は、令和7年3月9日日曜日。実施会場は、東部フレンドホールのホールであります。事業の対象は、一般区民。経費の徴収、賞状・副賞等はありません。</p>
---------------	--

	<p>次のページ以降、参考の資料をつけさせていただいております。</p> <p>一つ目は、ナイトウォークの実施要項並びに予算書であります。実施要項の5番、コースにありますように、約27kmにつきましては、小松川小学校を出発し、銀座4丁目の中間地点として折り返しをしてきて、また小松川小学校に帰ってくるという約27キロのコースにつきまして、夜22時から翌朝6時までの間に完歩するというものでございます。</p> <p>次のページの予算書は、こちら記載のとおりです。</p> <p>二つ目の企画につきましては、人権のつどいの企画書を添付させていただきました。こちら事業の計画内容等についての5番にありますように、今回の人権のつどいにつきましては、「戦後80年 戦争と平和から人権を考える」という題目で講演を行うものでございます。</p> <p>次のページ、予算書は記載のとおりです。</p> <p>三つ目につきましては、少年少女合唱団の定期演奏会でございますが、「事業の目的・意義等について」に記載がございますように、先ほど申しあげましたような1年間の練習の成果の集大成というもののほかに、高校2年生につきましては、合唱団での最後の舞台ということで卒団式も併せて行うというものでございます。事業の計画・内容に記載がございますような楽曲につきまして、それぞれ合唱を行う予定です。</p> <p>予算書につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>四つ目の葛西の里神楽第15回美よ志会でございますが、こちらにつきましても、事業の計画・内容等に記載があります四つの演目につきまして、それぞれ講演を行う予定です。予算書も参考につけさせていただきました。</p> <p>説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま4件ほど、報告等ございました。使用承認について、いかがでしょうか。質問、意見等あればお願いいたします。</p>
天 野 委 員	<p>ナイトウォークのほうでは、3月29から30ということで、本当に卒業生が思い出に残るいい日だなというところと、あと、夜歩くというのはやっぱり大人になった気分にもなるのかしら、ちょっと子どもが夜お外を胸を張って歩くことって、今はあまりよろしくないとされている中で、こういった健康的な大きな思い出づくりがなされるということはすごく面白そうだなというのと、完歩証に教育委員会の賞状が出るって、本当に最高の思い出なのではないかというところで、ぜひこういった行事進めてもらえればなと、応援したいと思っています。</p>

	<p>あと、少年少女のほうの合唱でしたか、こちらのほうに録音って書いてあったのかなと思いますが、それって出た方々にもプレゼントか何か、記念ではないですけど、相談されていらっしゃるんでしょうか。2番目に「録音・録画」と支出の部に入っていたものですから、こういったものももし出てきた方に何かがあるのであれば、多分、それもいい思い出として残るのではないかと考えているところです。</p>
教育推進課長	<p>支出の項目に「録音・録画」とありますが、この内容につきまして記録としてやってるものなのか、また卒団生等にプレゼントするかについては、すみません、ちょっと確認をしてごさいませんので、確認をさせていただきたいと思います。</p>
天 野 委 員	<p>もう一点ごめんなさい。 神楽のほうですね、神楽ってなかなか親しんでいないものですから、これって大体何分ぐらい、書いてあったら申し訳ないんですが、どれくらいのお時間を弾けるもののかなと。あまり長いと子どもたちって、なかなか入り込むの難しいかなと思うんですけども、でも、今、アニメでも神楽系のものというのは、一昨年か忘れましたが、流行った部分もありましたから。</p>
天 野 委 員	<p>そうですね。だから、私も神楽というのか、ちょっと気になって、面白そうだなと思ったんですけども、ちょっとお時間のほうが見えていなかったもので、教えていただいてもよろしいですか。</p>
教育推進課長	<p>すみません、こちら実績報告等もいただいているんですけども、参加した人数等のご報告いただいているんですが、何分かかったかといいますか、終演の時間はちょっとご報告いただいておりますので、ちょっとこちらでは手元に今資料がない形になります。 ちなみに、昨年度、令和6年3月10日につきましては、250名の来場者があったというふうにお伺いしております。</p>
教 育 長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p>
平 井 委 員	<p>今回、申請のありました、4件ですか、いずれも学校と直接は関わりないですが、それぞれ応援できればと思っております。 一つお聞きしたかったのは、少年少女合唱団定期演奏会についてですけれ</p>

教育推進課長	<p>ども、こちら、2年生が卒団ですか、ということでございまして。今年度は何名ぐらい2年生が卒団されて、あと、メンバー全体としても何名くらいいらっしゃるのか。</p> <p>令和6年度の団員数につきましては、小学校1年生から高校2年生までで合計38名の在籍がございます。ただ、当日出席予定の方は、そのうち約30名というふうにお伺いしてございまして、高校2年生、最高学年につきましては5名の在籍があるんですけども、実際に活動されて公演に臨むのは3名の予定だとお伺いしてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
平井委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>こちらはおそらく入団の希望者を募っているかと思いますが、合唱団に入る子どもたち増えてくれればいいかなというふうな感じでしょうか。</p> <p>もう一つすみません、これに関して。鑑賞代費用として1人1,000円チケットとありますけれども、これ、団員の保護者の方はまた別ということですよ。何か部外者といいますか、これを知って来られる方は1,000円ということだと思っておりますけれども、演奏会チケット売上げが予算案の中に5万円とありますけれども、50人ほどの予想かなというところで予想を立てているのかなというところです。どのような方がこのチケット1,000円払って見に来ているのかなというところが分かりましたら。</p>
教育推進課長	<p>昨年の実績で申し上げますと、5,000円の方が33名でありました。売上ですね、10万5,000円の売上げがございますので、105人。</p>
平井委員	<p>それは保護者の方がいないということによろしいでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>明確に保護者かその他かどうかというところは記載がなく、確実にはちょっと言い切れないところがございます。</p>
教育長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p>
平井委員	<p>もう1回すみません。</p> <p>もう一つは葛西の里神楽のところですけども、この将来の承継者たる青少年会員の増強とありますが、こちらの現在のところ、会のメンバーの年齢構</p>

教育推進課長	<p>成層とかもし分かりましたら。</p> <p>現在、この令和6年度の葛西の里神楽保存会の会員数は33名でありますけれども、年代別に申し上げますと10代が2名、20代はいないんですが、30代4名、40代4名、50代6名、60代が4名の70代が13名ということでございます。</p>
平井委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>こちらも将来の団員といいますか、会員になる方が増えてくれればいいかなというところであります。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、いじめ重大事態調査の報告についての報告にまいります。個人が特定されるなどの影響が懸念されることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教育長	<p>賛成多数と認めます。本案件は秘密会となります。審議は本日の公開案件の後、行いたいと思います。</p> <p>次に、いじめ電話相談（令和6年11月分）について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育研究所長	<p>11月分のいじめ電話相談ですが、11月はゼロ件でございました。</p> <p>以上、報告でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご意見がなければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>これより会議は秘密会となります。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>

教 育 長	<p>それでは、第46号議案、江戸川教育研究所条例の一部改正についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育研究所長	<p>江戸川区教育研究所条例の一部を改正というところで、当改正の趣旨といたしましては、地域の方からの様々なご意見の中で、教育研究所という名称がどういう事業を行っているか分かりづらいという声が上がってきております。また、昨今、教育研究所の事業が元々行っていた事業よりも拡大している部分もございますので、今の研究所の事業、また内容に沿った名称変更と事業内容の変更をここで行わせていただきたいなと思っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関しまして、質問、意見などお願いいたします。</p>
平 井 委 員	<p>今日、ちょうど地元中学校の元PTA会長との話の機会があったんですけども、ちょっと教育委員会の仕組み、どういう仕組みかそんなに詳しくはお話はしなかったんですけども、どういう組織なのという話になりました。それで、教育研究所もありますよという話をしたときに、教育研究所は何をやっているのという、まさにそんな話がありまして、確かにちょっとわかりにくいようなことで、教育総合支援センターとなると分かりやすいかなというふうに思います。</p>
教 育 長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>なければ、46号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕 〔秘密会終了〕</p>

教 育 長	<p>秘密会はここまでとします。</p> <p>以上をもちまして、令和6年第23回教育委員会定例会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後3時27分</p>
-------	--